

各位

会 社 名 グ リ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 田 中 良 和
(コード番号：3632 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員常務 秋 山 仁
管理統括本部長
(TEL. 03-5770-9500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約の締結に関する規定の一部変更を行うものであります(変更案第30、42条)。なお、現行定款第30条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」が施行され、補欠監査役の予選に関する定款規定の根拠条文の項数が変更されたことに伴い、所要の変更を行うものであります(変更案第34条)。
- (3) 上記(1)の変更に伴い、必要な条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) (新設)	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
第32条～第34条 (条文省略)	第31条～第33条 (現行どおり)
<p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
第36条～第42条 (条文省略)	第35条～第41条 (現行どおり)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p><u>第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
第45条～第50条 (条文省略)	第43条～第48条 (現行どおり)

3. 日程

(1) 定款変更のための定時株主総会開催日(予定)

平成27年9月29日

(2) 定款変更の効力発生日(予定)

平成27年9月29日

以 上